

8 所沢市

建設 工事	査 計 測 量	維 持 管 理	土 木 施 設	書 類 名	摘 要
				1 委任状・使用印鑑届(様式C-6)	
				2 所沢市課税の市税の滞納税額のないことの証明書<写し可>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5・6年度名簿において、所沢市に初めて登録する所沢市内の事業所が対象です。申請日前3カ月以内に発行されたもので写しでも可です。 ・「市税の滞納がある」という理由を除き本証明書が発行されない場合、行政庁の受理印がある法人設立(変更)等届出書、営業証明書、開業届出済証明書のいずれかでも可です。
	-	-		3 経営事項審査の総合評定値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの
	-	-		4 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書<写し可>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。 ・3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。
	-	-		5 建設業許可申請書(様式第1号)及び営業所一覧表(別紙二)の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新・業種追加、般・特新規) ・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。 電子申請により收受印が無い場合には、別冊2(共通書類のページ)の注釈 1をご参照ください。

【 所沢市提出書類 】の問合せ先

所沢市 総務部 契約課 工事契約グループ

TEL:04 - 2998 - 9058

FAX:04 - 2998 - 9056